

予防通所サービス

1. 予防通所サービス提供基本サービス及び加算サービス

※ 地域区分単価:1級地(1単位=10.90)

(1) 基本サービス

通所型サービス1

通所型サービス2

(2) 加算サービス

予防通所サービス提供体制強化加算Ⅲ

介護職員処遇改善加算Ⅰ

介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

介護職員等ベースアップ等支援加算

2. 利用料

(1) 介護保険利用者負担金額

(2) 昼食代

(3) おやつ代

【表】予防通所サービスおよび利用料一覧

		予防通所サービス基本サービス							
		単位	金額(円)	9割(保険分:円)	1割(利用者負担分:円)	8割(保険分:円)	2割(利用者負担分:円)	7割(保険分:円)	3割(利用者負担分:円)
基本サービス	要支援1(月4回利用)	1,672	18,224	16,401	1,823	14,579	3,645	12,756	5,468
	要支援2(月8回利用)	3,428	37,365	33,628	3,737	29,892	7,473	26,155	11,210
・5週目利用時 ・月途中からの新規 利用1回分	要支援1	384	4,185	3,766	419	3,348	837	2,929	1,256
	要支援2	395	4,305	3,874	431	3,444	861	3,013	1,292
予防通所介護 サービス提供体制強化加算Ⅲ	要支援1	24	261	234	27	208	53	182	79
	要支援2	48	523	470	53	418	105	366	157
栄養アセスメント加算		50	545	490	55	436	109	381	164
科学的介護推進体制加算		40	436	392	44	348	88	305	131
介護職員処遇改善加算(Ⅰ):5.9%		上記の算定した単位数合計の5.9%に相当する単位数に地域単位(10.90)を掛けた単価							
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ):1.0%		上記の算定した単位数合計の1.0%に相当する単位数に地域単位(10.90)を掛けた単価							
介護職員等ベースアップ等支援加算1.1%		上記の算定した単位数合計の1.1%に相当する単位数に地域単位(10.90)を掛けた単価							
食事代		600円							
おやつ代		50円							

※2022(令和4)年度介護報酬改正による単位を基準とします(2022年10月1日から適用)

※月途中からのサービス利用開始の場合、日割りでなく回数分の算定となります。

※介護保険給付は、端数処理のため若干の誤差が生じます。

※千代田区介護サービス利用料軽減対象確認をご提示の方はサービス利用料が軽減になります。

※この別紙は、重要事項説明時、利用料説明用として使用します。尚、介護保険法による改正時は差し替えを行います。

※1か月の利用定額と1回ごとの昼食代・おやつ代の利用回数を合計した金額を提示します。

金額の変動については、利用者別の該当月利用票に基づき計算し、説明します。

上記の空欄に記載し、利用者へ提示します。